

募集用紙

三次高速道路事務所管内 事故車等排除業務に係る協定締結会社の募集について (大型車)

西日本高速道路株式会社

中国支社

1 目的

西日本高速道路株式会社（以下「弊社」といいます。）の管理する高速自動車国道のうち、中国支社三次高速道路事務所が担当する区間（以下「三次（高）管内路線」といいます。）における次の業務について、弊社との協定締結を希望される会社等を募集するものです。

2 対象業務

三次（高）管内路線における次の業務（以下「排除業務」といいます。）とします。

＜大型車の排除業務：次の①又は②の業務＞

- ① 故障車、交通事故及び車両火災の原因により停止している大型車（車両総重量が概ね3 t以上の車両）に対する排除作業及びこれに附帯する業務
- ② 第三者に上記①の排除作業の実施を取り次ぐ業務及びこれに附帯する業務

※「附帯する業務」とは、弊社への通報・連絡、安全確保のための作業現場の明示、排除業務の記録・報告、協力業務等をいいます。

3 協定の期間

- ① 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とします。
- ② 上記①の協定期間が満了する1ヶ月前までに弊社または、協定締結会社のいずれからも相手方に対し、文書による協定内容変更の協議又は本協定解除の通知が無い場合及び協定書に定める事項への違反が無い場合は、引き続き同一内容にて1年間更新することとします。

4 排除業務実施区間、区分及び担当事務所

排除業務実施区間	区分	担当事務所	所在地及び電話番号
中国自動車道 新見IC～高田IC	大型車	三次 高速道路事務所	〒728-0022 広島県三次市西酒屋町216 (三次IC内) TEL : 0824-62-5135

※ I C = インターチェンジ

5 応募説明書等の交付

- (1) 期 間 令和6年1月17日(水)から令和6年2月29日(木)まで
(土・日・祝日を除く)
- (2) 時 間 9時から12時まで 及び 13時から17時まで
- (3) 場 所 弊社ホームページ及び中国支社保全サービス事業部交通管制課

6 申請書類の受付

- (1) 期 間 令和6年2月8日(木)から令和5年2月29日(木)まで
(土・日・祝日を除く)
- (2) 時 間 9時から12時まで 及び 13時から17時まで
- (3) 場 所 中国支社保全サービス事業部交通管制課(郵送または持参)

7 その他

内容、申請要件、申請書類、受付場所等の詳細は別途「応募説明書」をご参照ください。

8 お問い合わせ先

中国支社保全サービス事業部交通管制課

所在地 〒731-0103

広島県広島市安佐南区緑井2-26-1 TEL : 082-831-4111

以 上

